

戸ボ企告示第4号

戸田ボートレース企業団一般競争入札告示

設備管理業務委託（長期継続契約）について、下記のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び戸田ボートレース企業団契約規程（企業団訓令第7号。以下「規程」という。）第3条の規定により告示する。

令和5年7月5日

戸田ボートレース企業団企業長戸田市長 菅原文仁

記

1 入札対象業務委託

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務委託名 | 設備管理業務委託（長期継続契約） |
| (2) 委託場所 | 埼玉県戸田市戸田公園8番22号
戸田モーターボート競走場 |
| (3) 設計額 | 金356,000,000円(消費税及び地方消費税含む) |
| (4) 予定価格 | 金356,000,000円(消費税及び地方消費税含む) |
| (5) 委託期間 | 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで |
| (6) 業務概要 | 仕様書のとおり |
| (7) その他 | 戸田ボートレース企業団契約規程第10条第3項に基づく
郵便入札とする。 |

2 一般競争入札参加申請書の提出

- (1) この業務委託の入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書を郵送により提出すること。

※ 書式については、戸田ボートレース企業団ホームページ（URLは「22問い合わせ」参照。）より取得すること。

※ 一般競争入札参加申請書の記名・押印については、契約締結等の権限の委任を受けた支店・営業所等の場合、全て当該支店等のもので差し支えない。（以下、提出する書類の記名については同じ。）

ア 提出先 〒335-0024

埼玉県戸田市戸田公園8番22号

戸田ボートレース企業団 総務部 総務課 管理担当

イ 受付期間 **令和5年7月5日（水）から**

令和5年7月28日（金）正午まで（必着）

※ 書類の不備等を指摘された場合の再提出期限も上記の提出期間と同様とする。

※ 受付締切時間後に到着した申請書類は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもって発送すること。

- (2) 一般競争入札参加申請書を提出した者に対しては、記2(1)に記載の受付期間の終期から2日以内（閉庁日は除く。）にメール又はFAX等にて通知することとする。

3 入札書の提出方法

郵便入札とする。**一般書留又は簡易書留により郵送**すること。

提出期限 **令和5年8月8日（火） 午後5時まで（必着）**

※ 上記以外の方法により提出された入札書は**無効**とする。**（持参も不可）**

※ 郵便による入札書の提出方法の詳細は戸田ボートレース企業団ホームページ（URLは「22問い合わせ」参照。）にて確認すること。

4 入札執行の日時・場所等

日時 **令和5年8月9日（水） 午後1時30分**

場所 戸田ボートレース企業団 管理棟3階 第2会議室

※ **入札執行の立会いを希望する場合は、入札控室（戸田ボートレース企業団管理棟3階第1会議室）に入札執行日時の5分前には待機していること。**

なお、代理人をして立会いをする場合は、立会いに関する委任状を提出すること。

※ 書式については、戸田ボートレース企業団ホームページ（URLは「22問い合わせ」参照。）より取得すること。

5 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、記載する金額は契約期間全期間の金額とする。

(2) 明細表の提出

本案件は、入札書の提出に加え「設備管理業務委託 明細表」を併せて提

出すること。なお、明細表は入札書に同封すること。

(3) 入札回数

1回とする。

(4) 入札の辞退

入札参加者は「辞退届」（様式は任意とする。）を提出することで、入札を辞退することができる。ただし、**郵便入札による入札書の到達後の辞退は一切認めない。**

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 設計額の110分の100に相当する金額を超える入札金額の入札。ただし、設計額が事前に公表されている場合に限る。
- (2) 一般競争入札参加申請書の提出のない者がした入札
- (3) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (4) 虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (5) その他告示に示す事項に反した者がした入札
- (6) 提出期限までに入札書が到達しなかったとき
- (7) 入札書が規定する提出方法によらず送付されたとき

7 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

8 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) **令和5・6年度**の戸田ボートレース企業団物品購入等入札参加資格者名簿に、次に掲げる業種で登載されている者であること。

ビル管理（総合ビル管理含む）

- (3) 平成30年4月1日から告示日までに、設備管理業務（建築、電気、空調、給排水、搬送、消火防災設備等）を元請けとして1年以上履行した実績を有する者であること。
- (4) この業務委託の告示日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこ

と。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札（入札執行の時点で有効と推測された入札を含む。）をした者を落札候補者とする。
- (2) 最低価格の入札が2つ以上あるときは、別途日時及び場所を定め、当該入札をした者によるくじ引きにより落札者を決定する。ただし、**最低価格の入札をした者全員が開札時に立会いをしている場合は、その場でくじ引きを実施する。**
- (3) 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格の確認を実施し、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、他の入札参加者の入札参加資格の確認は実施しない。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、その者の入札を無効又は失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者について入札参加資格の確認を実施する。また、次の落札候補者についてもその入札が無効又は失格となったときは、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、落札者を決定できるまで入札参加資格の確認を実施する。
- (5) 落札者が決定したときは、入札参加者へメール又はFAX等にて通知する。

10 落札候補者の入札参加資格の確認

- (1) 落札候補者は、入札参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（書式については、戸田ボートレース企業団ホームページ（URLは「22問い合わせ」参照。）から取得すること。）に下記の書類を添えて提出すること。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
書式については、戸田ボートレース企業団ホームページ（URLは「22問い合わせ」参照。）から取得すること。
 - イ 企業の業務委託実績を証する業務委託契約書の写し（仕様書等を含む）、その他業務委託実績を証明できるもの。

(2) 提出方法

ア 提出先

〒335-0024

埼玉県戸田市戸田公園8番22号

戸田ボートレース企業団 総務部 総務課 管理担当

イ 提出期間

令和5年8月10日（木）午後3時00分から

令和5年8月17日（木）正午まで

提出期間を過ぎた場合は、原則として申請を受理しないので、交通機関等を考慮して、余裕をもって来庁し提出すること。なお、落札候補者が上記の提出期間に(1)の提出書類を提出しないとき又は入札参加資格の審査のために戸田ボートレース企業団が行う指示に従わないときは、原則として当該落札候補者のした入札は無効とする。また、不足書類を指摘された場合の再提出期限も上記の取扱いと同様とする。

ウ 落札候補者が当該要件を満たしているか否かの確認を行い、結果をイの提出期間の終期の日から2日以内（閉庁日は除く。）に連絡する。

エ 落札候補者は、入札参加資格の要件を満たさないとされたことに不服があるときには、結果の通知があった日から7日以内（閉庁日は除く。）に、その理由について書面にて、戸田ボートレース企業団総務部総務課管理担当へ説明を求めることができる。

1 1 現場説明会

開催しない。

1 2 仕様書等

仕様書等は、戸田ボートレース企業団ホームページ（URLは「22問い合わせ」参照。）にて取得すること。取得可能な期間は、告示日から入札日時までとする。

1 3 仕様書等に関する質問

仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質疑応答書を戸田ボートレース企業団ホームページ（URLは「22問い合わせ」参照。）にて取得し、内容を簡潔にまとめて記載し、下記(2)のあて先にE-mailにより提出すること。なお、電話、口頭等による質問は受け付けない。

(2) 提出先

戸田ボートレース企業団 総務部 総務課 管理担当

E-mail soumu@toda-kyotei.or.jp

(3) 受付期間

告示日から

令和5年7月13日（木）午後3時まで

(4) 質問に対する回答

記2の(1)一般競争入札参加申請書の提出期間の終期の3日前までに戸田ボートレース企業団ホームページにて公表する。

1.4 最低制限価格
設定しない。

1.5 入札保証金
戸田ボートレース企業団契約規程第5条第3項第3号の規定により免除する。

1.6 契約保証金の率及び納付等

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額が1件500万円に満たない場合は、戸田ボートレース企業団契約規程第28条第3項第4号の規定により免除することができる。
- (2) 契約保証金の納付及び保証金に代える担保の提供並びに免除は、規則及び要領の定めるところによる。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1.7 支払条件

- (1) 前金払
しない。
- (2) 部分払
する。

1.8 長期継続契約の特約条項付記

この業務委託は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この業務委託の契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。ただし、このことにより、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は両者協議して定めるものとする。

1.9 損害賠償の予約条項付記

- (1) この業務委託の契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を請求することができる。ただし、戸田ボートレース企業団に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、戸田ボートレース企業団がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。業務委託完了後も同様とする。
- (2) この業務委託の契約締結後、この契約に関し、落札者の責に帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、所定の割合で計算した損害金の支払いを契約者に請求することができる。

20 その他

- (1) 提出された各資料は、返却しない。
- (2) 落札者は、この業務委託の履行に当たっては、関連法令等を遵守し、適正に人員を配置すること。
- (3) 入札参加者は入札後、この告示、仕様書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるとき又はこの告示、仕様書等、現場等に重大な変更若しくは瑕疵があることが判明した場合は、入札の執行を延期すること又はとりやめることがある。

21 契約条項等の閲覧

規程、戸田ボートレース企業団業務委託契約約款等は、戸田ボートレース企業団 総務部 総務課 管理担当において閲覧できる。

22 問い合わせ

戸田ボートレース企業団 総務部 総務課 管理担当

電話 048-441-7713

FAX 048-441-7719

E-mail soumu@toda-kyotei.or.jp

URL <https://toda-br-kigyodan.jp/>